

# 入札説明書

野洲市の「野洲市立小・中学校電話交換機等賃貸借」に係る入札公告に基づく制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和7年5月13日

2. 契約担当者等

野洲市長 櫻本 直樹

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

3. 入札に付する事項

- (1) 業務名称 野洲市立小・中学校電話交換機等賃貸借
- (2) 履行場所 野洲市立小・中学校 4校
- (3) 賃貸借期間 令和7年9月1日 から 令和12年8月31日

4 入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者で、一般競争入札参加資格審査においてその資格があると認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札の日までの期間に、野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準及び野洲市建設工事等入札参加停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

- (4) 野洲市暴力団排除条例法律番号第6条の規定により、次のアからカの要件に該当するものでないこと。

ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の

一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律法律番号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- (5) 発注及び契約は、第三者賃貸方式(本市、納入業者及びリース会社の三者間で契約を締結し、物件を納入業者の責任においてリース会社を介して本市に賃貸する方式をいう。)の予定をしており、三者間での契約を予定している。当該リース会社は、野洲市ホームページに掲載の「物品供給・役務提供業者一覧表」に「リース・レンタル」で登録のある会社であり、自ら入札に参加する者又は第三者賃貸方式による2以上の納入業者の賃貸人たるリース会社でないこととする。

なお、納入業者において直接賃貸借契約が可能な場合は、二者間契約も可とする。

- (6) 納入業者は、近畿2府4県において、官公庁の電話設備の導入又は更新業務を請け負ったことがあること。

## 5 一般競争入札参加資格審査の手続

### (1) 提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならない。

また、申請期限までに申請書類を提出できない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加できないものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書(様式1)

イ 実績調書(様式2)

ウ 第三者賃貸方式による貸付能力等証明書(様式3)

エ 納入機器明細書(任意様式)

オ 機器のカタログ(任意様式)

- カ 使用印鑑届（様式4）
- キ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）申請日において発行後3カ月以内のもの（写し可）
- ク 都道府県税納税証明書（未納がないことの証明書）申請日において発行後3カ月以内のもの（写し可）※本社から受任する場合は、受任地の証明書とする。
- ケ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）につき未納がないことの証明書（その3の3）。申請日において発行後3カ月以内のもの（写し可）
- コ 印鑑証明書 申請日において発行後3カ月以内のもの（写し可）
- サ 誓約書（野洲市暴力団排除条例関連、代表者印（実印）を押印）
- シ 会社役員名簿（野洲市暴力団排除条例関連）

※市ホームページに掲載の「野洲市物品供給・役務提供業者一覧」に登載されている者は、上記カからシまでの書類の提出を省略することができる。

(2) 一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出期限及び提出場所

- ア 提出期限：令和7年6月4日（水）正午まで
- イ 提出方法：持参又は郵送とする。なお、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時15分まで受け付ける。受付最終日は正午までであるので注意すること。郵送の場合は、封筒に「一般競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書きし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵送すること。郵便事故等については、申請者のリスク負担とする。
- ウ 提出場所：〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原 1780 番地 野洲市人権センター2階  
野洲市教育委員会事務局 学務課 教育総務係  
電話 077-587-6014(直通)

(3) 一般競争入札参加資格審査結果通知

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は電子メールで令和7年6月9日(月)に通知する。

(4) 一般競争入札参加資格審査結果の取り消し

野洲市長は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、5(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- ア 入札参加資格があると認めた者が、入札日時までに4に規定する入札参加者の資格を喪失したとき
- イ アに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき
- ウ その他野洲市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき

## 6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、野洲市長に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、電子メール(様式は任意)により説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和7年6月11日(水)午後3時

イ 提出方法：直接持参すること。その他の方法は認めない。

ウ 提出先：上記5(2)ウに同じ。

(2) 野洲市長は、説明を求められたときは、令和7年6月13日(金)までに説明を求めた者に対し電子メールにより回答する。

## 7 現地調査

現地調査を希望する者は、次の期間内に調査を実施するものとする。

学校現場と調整が必要なため、事前に学務課(Tel077-587-6014)へ連絡のうえ、訪問すること。

期間：令和7年5月13日から令和7年6月11日まで(土日祝日を除く。)

※日中は授業をしているため、校内を回る場合は15時30分以降とすること。

## 8 質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次に定めるところにより受け付けるものとする。

ア 受付期間：令和7年5月13日(火)から5月26日(月)午後3時まで

イ 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式5)により電子メールで提出すること。また、必ず着信したことを確認すること。

ウ 提出先：野洲市教育委員会事務局 学務課 教育総務係  
電子メール kyouiku@city.yasu.lg.jp

(2) 回答については、一括して令和7年5月29日(木)午後3時までに野洲市のホームページに掲載。

## 9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

## 10 入札の方法、日時及び場所

(1) 入札の日時

ア 日時：令和7年6月16日(月) 午前10時

イ 場 所：野洲市人権センター1階 会議室

(2) 入札方法等

- ア 入札方法は郵便入札とする。
- イ 郵便入札に係る詳細については、郵便入札説明書参照のこと。
- ウ 契約は、落札者の入札金額（入札書に記載された金額）とする。
- エ 予定価格に達しない場合は、再度入札の1回と合わせ2回までとする。
- オ この入札の公告に定める入札手続、入札に関する条件等を十分承知の上入札すること。

11 落札者の決定方法

- (1) 野洲市契約規則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上である場合はくじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者はくじを引くことを辞退することができないものとする。

12 入札の無効

- (1) 入札者又はその代理人が当該入札において2通以上した入札
- (2) この入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2者以上の入札者の代理をした者の入札
- (3) 入札参加資格のない者のした入札。
- (4) 委任状を提出しない代理人のした入札。
- (5) 入札金額を加除訂正した入札。
- (6) 入札書記載の金額、氏名、押印（委任状を提出した場合の代理人印含む）その他入札要件の記載が確認できない入札。
- (7) 談合その他不正な行為があったと認められる入札。
- (8) その他申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにその他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、野洲市長により入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

13 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。

また、入札者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

#### 14 その他注意事項

- (1) 入札参加資格のある者で入札を辞退する者は、入札の期間前においては辞退届を提出すること。
- (2) 入札者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

#### 15 契約

- (1) 契約条項は、野洲市契約規則によるものとする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。